

税制上の優遇措置について

当研究所は、平成 23 年 10 月 17 日をもって「公益財団法人 国家基本問題研究所」となりました。これに伴い、平成 23 年 10 月 17 日以降にいただいた会費やご寄付は、特定公益増進法人への寄付金として、「所得控除」または「税額控除」の対象となり、税制上の優遇措置が受けられます。優遇措置の内容は以下の通りです。

個人の場合

1 所得税

所得税の確定申告をすることにより所得控除または税額控除が受けられます。申告の際には、当研究所が発行した領収書を添付する必要があり、希望する方には領収書を送付しますので、事務局にご請求ください。

A【所得控除】

寄付金額(会費含む)から 2 千円を差し引いた金額が年間所得総額から控除されます(ただし、寄付金額は所得総額の 40%が限度です)。なお、所得税率は課税所得額によって異なり、2 千円以下の寄付は対象外です。

【計算式】 (寄付金額 - 2 千円) × 所得税率 = 控除額

【計算例】 課税所得額 500 万円の方(所得税率 20%)が 1 万円寄付した場合
(10,000 円 - 2,000 円) × 20% = 1,600 円所得税が少なくなります。

B【税額控除】

寄付金額(会費含む)から次の算式により算出された額が、所得税から控除されます。なお、寄付金額は年間所得金額の 40%が限度となり、控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

【計算式】 (寄付金額 - 2 千円) × 40% = 控除額

【計算例】 課税所得額 500 万円の方(所得税率 20%)が 1 万円寄付した場合
(10,000 円 - 2,000 円) × 40% = 3,200 円所得税が少なくなります。

*A【所得控除】か B【税額控除】のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けられます。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

*税額控除を選択される場合、「税額控除の証明書」が別途必要です。希望される方は当研究所までご連絡ください。

2 個人住民税

地方自治体によっては、寄付金控除の対象になる場合があります。各自治体で条例が異なるので、お住まいの都道府県税事務所・各市区町村の徴税窓口を確認する必要があります。

3 相続税

相続税の申告期限（死亡を知った日の翌日から 10 ケ月以内）までに、相続した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付金額は相続財産から控除され、相続税が軽減されます。遺言で寄付した場合も、寄付金額は相続財産から控除されます。

法人の場合

法人税

詳細は各法人の経理担当部門にご確認ください。